

「技専校って何？」魅力発信プロジェクト PR 動画制作・広報運用業務仕様書

1 委託事業名

「技専校って何？」魅力発信プロジェクト PR 動画制作・広報運用業務委託

2 委託業務の目的

各高等技術専門校（以下、「技専校」という。）の訓練内容や魅力を広く発信し、認知度向上及び入校者数の増加を図る。また、幅広く県民の皆さんに技専校及び職業訓練の役割や、公的機関ならではの信頼性や確実な就職力といった共通の強みを明確に打ち出し、入校意欲を喚起する動画の制作及び広報運用を行う。

3 委託業務内容

本業務の目的を踏まえ、企画・制作から広報の助言までを次のとおり実施すること。

なお、動画の演出・構成等のクリエイティブ面においては、受託者の専門的な知見に基づく積極的な提案を求める。契約締結後、受託者は提出した企画提案書をベースとして、職業能力開発課（以下、「能開課」という。）及び技専校と十分に協議・調整を行い、具体的な撮影対象（科目等）や演出方法を決定すること。

（1）企画・構成案の作成

周知ターゲット（離転職者、高等学校卒業予定者、保護者等）に響く構成、台本（絵コンテ）、スケジュール等の提案、作成。

なお、単なる情報提供に留まらず、入校への興味・関心を高め、具体的な行動（入校申込等）を喚起するような内容とすること。

（2）動画の内容

職業訓練及び各校の訓練科目の魅力を PR し、視聴者の入校意欲を喚起する内容を盛り込むこと。

また、項目ごとに目次（チャプター）を作成し、見たい情報のみ視聴できる構成にすること。主な内容は、次のとおりとする。

①各高等技術専門校（6校）の魅力をPRするもの（各校の科目紹介や、訓練の様子等）

②訓練修了生へのインタビュー（1名を想定）

③訓練修了生の就職先企業へのインタビュー（1社を想定）

※①の具体的な撮影対象科目、撮影場所、演出方法については、契約締結後に受託者が能開課及び技専校と協議・調整の上決定すること。

※②及び③の対象者（修了生、就職先企業）は県が選定を行う。受託者は県が選定した対象者に対し、撮影に向けた日程調整等の実務を行うこと。

④「福岡県の職業訓練 広報室長 じょぶまる。」の画像を使用すること。

（以下のじょぶまる画像以外にもあるので、必要となった場合は協議することとする。）



⑤動画内に「福岡県の職業訓練」のリンク（QRコード等）を掲載すること。

（URL：<https://www.fukuoka-kunren.ac.jp/>）

⑥動画の全編に文字起こし字幕（フルテロップ）をつけること。

⑦音声を流さず内容が理解できる構成、デザインにすること。

(3) 動画の構成

①ショートバージョン（各校2本ずつ）

・内容は、(2) ①のとおりとし、SNS (Instagram 等) への掲載を想定する。具体的な内容は、契約締結後に能開課及び技専校と協議・調整の上決定する。

・15秒×12本（縦型 9：16）

・各校2本ずつ制作することとし、それぞれ内容が異なっても構わない。

②ロングバージョン（各校1本ずつ）

・内容は、(2) ①のとおりとし、ハローワークにおけるモニターでの放映等を想定する。具体的な内容は、能開課及び技専校と協議・調整の上決定する。

・3～4分程度×6本（横型 16：9）

③ミドルバージョン（全校共通2本）

・内容は、(2) ②又は③のとおりとし、それぞれ1本ずつ制作する。

・(3) ②と同様に、ハローワークでの放映を想定する。演出方法等は、契約締結後に能開課及び技専校と協議・調整の上決定する。

・1分～2分程度×2本（横型 16：9）

④統合版

・(3) ②及び(3) ③を編集にて組み合わせた統合版を、各校分（6本）制作する。

(4) 取材・撮影

・撮影賃借、肖像権等の諸権利の整理等、撮影に付随するすべての必要な業務を実施すること。

・撮影に伴う全ての経費（交通費等）は委託料に含まれる。

・県内6校の拠点撮影を効率的に進めるためのスケジュール調整・管理を行うこと。

・出演者からの完成動画の二次利用を含む肖像権同意書の取得及びBGM・素材利用における著作権処理を確実に行うこと。

(5) 編集・加工

・映像の加工、編集、テロップ、音楽挿入等の編集作業を行うこと。

・動画完成までに県が内容確認をし、適宜修正などを行うこと。

・(3) ②及び(3) ③については、ハローワークでの無音又は小音量での放映を想定し、ナレーションや発言にテロップを挿入した完全字幕とすること。

・県が将来にわたり自由に編集できるよう編集プロジェクトデータ、動画、写真データナレーション音声データ、BGMデータ、効果音(SE)、テロップ、イラストデータその他作成に使用した全素材を納品すること。

※使用するBGM、効果音、フォント、イラスト等の各種素材は、県が将来的に期間の制限なく再編集・二次利用・他媒体へ流用することが認められている「著作権フリー（ロイヤリティフリー）」のものに限定して制作すること。

(6) 修正・確認

県からの修正指示に対し、適切かつ迅速に対応すること。

(7) 成果物の提出

業務完了時に以下の報告書及び成果物を提出すること。

・業務完了報告書 1部

・配信用データ：MP4方式。USBメモリ又はデータDVDで納品・・・(3) ①～③

・プレイヤー再生用メディア：DVD-Video形式(DVD-R)・・・(3) ④を各2枚ずつ

※一般の家庭用、業務用DVDプレイヤーで自動再生できる「オーサリング加工」を施すこと。また、ディスク挿入後にメニュー画面を経由せず、自動でリピート再生（永久ループ）される設定とすること。

・AdobePremierePro形式(.prproj)のデータ

※AdobePremierePro形式(.prproj)で動画作成・出力すること。

・職員向けに「編集マニュアル(A4で5ページ程度)」を提出すること。

(8) 成果物の広報に関する助言業務

- ・制作した動画を用いた効果的な広報について、技専校へ助言を行うこと。
- ・広報効果が出やすい媒体、場所、見せ方等について、費用対効果の観点も含めて具体的にアドバイスを行うこと。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 委託費

3,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

6 秘密の保持

受託者は委託業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

また、委託業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

7 委託における著作権等の取扱い

(1) 本業務により制作された成果物の著作権及び版権は、県に帰属する。

(2) 納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 成果物の「再編集」「一部の切り出し」「二次利用」「他媒体への流用」を無条件かつ無制限に認めること。

(4) 受託者は、著作者人格権を行使しないこと。

8 業務報告

委託業務完了後、速やかに完了報告書を提出すること。

9 その他

(1) 契約にあたっては、提案内容をもとに両者協議の上、最終仕様を決定する。

(2) 業務の各過程において、県と十分な協議を行い、その指示に従うこと。

(3) 受託者は報告書等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。